

## 下北地域広域行政事務組合議会第97回定例会会議録

議事日程

平成24年9月27日(木曜日)午前10時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案一括上程、提案理由の説明

第4 一般質問

第5 議案審議(質疑、討論、採決)

(1) 議案第15号 下北地域広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改正する条例

(2) 議案第16号 下北地域広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

(3) 議案第17号 平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

(4) 議案第18号 平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算

(5) 報告第7号 平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書

第6 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20人）

1番	横 垣 成 年	2番	村 川 壽 司
3番	東 健 而	4番	中 村 正 志
5番	富 岡 修	6番	佐々木 隆 徳
7番	斉 藤 孝 昭	8番	菊 池 光 弘
9番	白 井 二 郎	10番	傳 法 清 孝
11番	千代谷 誠	12番	二本柳 貞 一
13番	相 内 祥 一	15番	菊 池 隆 年
16番	竹 内 修	17番	田 中 岩 男
18番	柴 崎 伸 也	19番	秋 田 力
20番	中 村 勉	21番	半 田 義 秋

欠席議員（1人）

14番	平 井 賢 一
-----	---------

説明のため出席した者

管 理 者	宮 下 順 一 郎	代 表 者	越 善 靖 夫
副 管 理 者	金 澤 満 春	副 管 理 者	飯 田 浩 一
副 管 理 者	太 田 健 一	監 査 委 員	小 川 照 久
事 務 局 長	川 西 彰	消 防 長	山 本 伸 一
危 機 管 理 監	伊 勢 田 孝 助	事 務 局 理 事	蛭 名 俊 文
副 理 事 長	笹 谷 光 久	企 画 財 政 課	赤 田 貴 生
は ま ゆ り 学 園 長	山 中 勝	出 納 室 長	大 橋 誠
監 査 委 員 長	星 久 南	消 防 本 部 長	櫻 井 以 文
副 理 事 部 長	若 山 典 夫	消 防 本 部 長	山 本 義 隆
副 消 防 本 部 長	平 尾 和 大	む 消 防 署 長	澤 田 由 岐 雄
副 理 事 部 指 令 長	成 田 眞 二	大 消 防 署 間 長	木 下 裕 司
大 消 防 署 畑 長	木 村 勝 則	東 消 防 署 通 長	大 久 嘉 範
大 消 防 署 湊 長	菊 池 尚	む 消 防 署 長	川 崎 尚 昌
む 消 防 内 署 長		む 消 防 野 沢 署 長	

大消風分  
防浦署  
畑署防長

山 田 好 弘

大消佐分  
防井署  
間署防長

東 出 直 武

事務局職員出席者

総務課  
総括主幹  
総務係  
課長

安 野 拓 道  
工 藤 定 光

総務課  
総括主幹

伊 藤 泰 成

## 開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（半田義秋） ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第97回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程により議事を進めます。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（半田義秋） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、6番佐々木隆徳議員及び16番竹内修議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

○議長（半田義秋） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## 日程第3 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（半田義秋） 次は、日程第3 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第15号から議案第18号まで及び報告第7号

を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました4議案1報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第15号 下北地域広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、はまゆり学園建替事業実施に当たり、少子化等により入所児童が少なく、基本構想において入所定員が50人から30人に策定されたことに伴い、はまゆり学園の定員を30人に変更するほか条文の整備をするためのものであります。

次に、議案第16号 下北地域広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、消防体制の充実強化の一環として消防職員の定数を増とするためのものであります。

次に、議案第17号 平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、907万3,000円の減額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は64億7,350万円となります。

まず、歳出についてであります。民生費のうち児童福祉費では、職員の配置がえ等に伴い人件費を増額しておりますほか、新たな措置児童の入所に伴う経費を増額しております。

また、はまゆり学園建替事業費では、決算見込みにより建替事業に係る実施設計委託料を減額しております。

消防費のうち本部費では、特定屋外タンク貯蔵所許可申請審査委託料等を増額しておりますほか、大間署費では、決算見込みにより高規格救急自動車及び水槽付消防ポンプ自動車購入に係る経

費を減額しております。

また、大間町非常備消防費では、消防団員の視察研修に係る経費を増額しております。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金では、歳出との関連において関係市町村の負担金をそれぞれ増減調整しております。

使用料及び手数料では、特定屋外タンク貯蔵所許可申請手数料等を増額しております。

県支出金では、障害児入所施設に係る県支援費を収入見込みにより減額しております。

繰越金では、非常備消防費に係る平成23年度決算剰余金を繰越金として計上し、関係市町村からの受託事業収入金について当該繰越金相当額を減額しております。

次に、議案第18号 平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算についてありますが、歳入総額は58億3,553万9,198円で、これに対する歳出総額は57億6,760万9,287円となり、実質収支では6,792万9,911円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金のうち、5,624万5,013円については、財政調整基金に繰り入れ、残りの非常備消防費に係る剰余金1,168万4,898円については、翌年度に繰り越しております。

次に、報告第7号 平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書についてありますが、これは平成22年度から実施してありました消防緊急通信指令施設改修事業が平成23年度で完了しましたので、報告するものであります。

以上をもちまして、上程されました4議案1報告について、その大要を申し上げますが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（半田義秋） これで提案理由の説明を終わ

ります。

議員皆様には、前もって議案書を配布してありますので、議案熟考の時間はあえて設けませんので、ご了承ください。

#### 日程第4 一般質問

○議長（半田義秋） 次は、日程第4 一般質問を行います。

#### 横垣成年議員

○議長（半田義秋） 横垣成年議員の一般質問を行います。

横垣成年議員の登壇を求めます。1番横垣成年議員。

（1番 横垣成年議員登壇）

○1番（横垣成年） 一般質問を行います。

管理者、理事者においては、前向きのご答弁よろしく願いいたします。

今回は、ごみ処理の諸問題についてお聞きいたします。前回も何度かお聞きいたしましたが、今回はちょっと詳細にわたってお聞きいたしますので、よろしく願いをいたします。

として、アクセス・グリーンの当初の計画をお聞きいたします。ごみの量が何トン、1日当たりと年間、そして処理能力が何トンであったか。1日当たりと年間です。そして、LPG液化石油ガス使用料は、年間何トン予定していたか。管理に何人、そして修繕費は幾ら、これも年間です。電気料は年間幾ら、全体の維持管理費、いわゆる委託料が年間幾らの予定で出発したかなどをお聞きいたします。

として、次にアクセス・グリーンの現状はどうなっているのかをお聞きいたします。1番と関連いたします。1番で聞いた同じ項目、ごみの量、

処理能力、液化石油ガス使用料、管理の人数、修繕費、電気料、維持管理費などをお聞きいたします。

として、ごみの量が当初より減少した理由は何かをお聞きいたします。ごみが減少したことによって、維持管理費、委託料に及ぼす影響はあったのでしょうか。増額となっていれば、その理由は何であったかお聞きいたします。

として、アクセス・グリーンの契約は平成35年までですが、途中で解約することができるのかどうかをお聞きいたします。解約する場合、手続とか違約金などはどのようなのかをお聞きいたします。

として、アクセス・グリーンの現在の炉を建設したときのスケジュールはどうだったのかをお聞きいたします。どのような手続、段取り、期間であったのかをお聞きします。そして、今後新しい炉を建設するスケジュールも同様の手続、そして期間となるのでしょうかをお聞きいたします。

6番目として、資源ごみである古新聞についてお聞きいたします。現在年間何キロ回収しているのでしょうか。そのうちし尿処理センターへ販売している量は年間何キロになっているのか、そして売り上げは幾ら、そして純利益は幾らとなっているのかをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（半田義秋） 管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 横垣議員のごみ処理についてのご質問にお答えいたします。私からは、ご質問の5点目のうち、新炉建設のスケジュールについてお答えいたします。その他については、担当のほうから答弁いたします。

新炉建設に当たっては、検討課題が山積しておりますが、まずは施設整備及び運営主体を現行の組合方式とするのか、または各市町村とするのか、

それとも事務委託方式とするのか等を決める必要があります。ただし、途中解約を前提とした新炉建設の場合は、現行炉建設の際にいただいた国庫補助金の返還、起債の償還がどのようなのかといった課題をクリアする必要があります。その上で、新炉建設スケジュールについては、現行炉と同様のスケジュールが考えられ、新炉建設場所をどこにするのか、地元の同意は得られるのか、整備費用に再び国庫補助金が得られるのか、起債は可能か、新炉の方式、規模はどうするのかといった数多くの課題がありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（半田義秋） 事務局理事。

○事務局理事（蛭名俊文） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、アクセス・グリーンの当初の計画についてであります。全体ごみ量は年間搬入日数310日、1日当たり約162トンで、年間5万165トン、このうち焼却溶融ごみ量は4万6,168トンとなっております。

炉の処理能力は、年間稼働日数330日で、1日当たり140トン、年間で4万6,200トンの処理能力となっております。

液化石油ガスの使用料は、年間約2,811トン、管理に要する人員は22人、修繕費は年間約1億9,250万円、電気料は年間約3,509万5,000円、委託料総額は6億3,869万7,000円となっております。

次に、ご質問の2点目、現在はどうかのご質問であります。平成23年度では全体ごみ量は年間搬入日数310日、1日当たり約107トンで、年間3万3,250トン、このうち焼却溶融ごみ量は3万798トンとなっております。

炉の処理能力は、当初計画と変わりありません。

液化石油ガスの使用料は、年間約2,333トン、管理に要する人員は36人、修繕費は年間約4億

68万7,000円、電気料は年間約1億3,648万8,000円、委託料総額は約11億2,884万6,000円となっております。

次に、ご質問の3点目、ごみの量が当初より減少した理由は何か、ごみが減少したことによって維持管理費に及ぼす影響はあるのか、増額となっていれば、その理由は何かのご質問であります。まず本施設整備に係る国庫補助申請に当たっては、平成7年度から11年度までの関係市町村のごみ排出量をもとに、当初施設稼働6年目の平成20年度の排出量の予測値を算出することとなっております。平成12年9月に整備計画書を提出し、平成13年2月に国庫補助事業採択を受けております。

一方、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の完全実施など、国がごみ減量化政策を推し進めた結果、国全体の廃棄物の焼却量が平成13年度を境に減少傾向に転じ、現行炉が稼働を開始した平成15年度ごろから急激に減少するという皮肉な結果となっております。このことから、ごみ量の減少については、国のごみ減量化政策の影響を大きく受けたものと認識しております。

また、ごみ量減少による維持管理費への影響がありますが、自家発電機燃料となります合成ガス絶対量の不足による買電量の増加、炉の立ち上げ、立ち下げ回数の増加による用益費の増加、炉内耐火物損傷が生じることによる炉修費の増加等があります。

次に、ご質問の4点目、契約は平成35年度までだが、途中で解約する場合、手続や違約金などはどのようなのかのご質問であります。まず途中解約についてであります。原則的には契約当事者の合意により途中解約は可能であります。また、解約する場合の手続、違約金などについてであります。契約期間は20年であり、契約書で定める解約事由に該当しない限りは、双方に20年間の契約履行義務があります。

解約事由としては、契約の相手方が契約業務を履行しない、あるいは契約業務の履行が不能であるといったケースがあります。ただし、解約となりますと、現行炉の稼働が事実上できなくなることから、新炉の建設が必要となります。途中解約に当たり、双方が一切の金銭的要求を行わないということで、円満に協議が成立すれば、違約金の問題は生じないこととなります。

次に、ご質問の5点目、現在の炉を建設したときのスケジュールはどうだったか、どのような手続、段取り、期間であったかというご質問ですが、平成10年2月、むつ下北市町村長会議において、下北圏域一体となって地域のごみ処理をすべく検討を進めることで合意し、平成11年度から平成12年度まで調査、設計業務、平成13年度から平成14年度まで造成、建設工事、平成15年度から供用開始。この間、平成11年度から12年度にかけて環境アセスメントを実施し、住民説明会等も開催しております。事業検討開始から完了まで5年余りを要しております。

次に、ご質問の6点目、資源ごみである古新聞についてのご質問であります。平成23年度における回収量は約242トンで、そのうちむつ衛生センターへの販売量は約182トン、売上げは約911万5,000円となっております。純利益につきましては、古新聞の仕分け等の作業に要する人件費等を差し引きますと、古新聞1キログラム当たり約12銭の利益となり、ほとんど経費のみの代金となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 最初の答弁で、答弁漏れがあるので、ちょっと指摘してお答え願いたいと思います。

番目に言った新しい炉を建設するスケジュールも大体同じような手続の期間となるのか、これ

ちょっと再度ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（半田義秋） 事務局理事。

○事務局理事（蛭名俊文） その点に関しましては、管理者のほうの答弁でお答えしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 管理者の答弁では、期間がはっきり何か、私の聞こえがちょっと悪かったのかわかりませんが、そこら辺期間のほうもうちょっとははっきり、どのくらいかかるかというのを教えていただければと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） ただいまのご質問にお答えいたします。

管理者答弁のほうで、基本的には新炉スケジュールについては現行炉と同様のスケジュールが考えられるということでご答弁申し上げております。それと、現炉の補助金の返還等、そういう諸問題があると。さらには新炉建設場所、それから地元の同意等、これらの検討課題があるということで管理者のほうで答弁をしております。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） ここを質問したので、このところからちょっと進めていきますが、現在のアックス・グリーンは、大体5年くらいかかっているということですが、新しい炉も本当にこの5年くらいで大丈夫なのでしょうかと再度確認したいのが、この5年で実際に調査だとかアセスメントだとか設計を委託する、その調査設計を委託する前に場所の選定だとか、また住民にどういう形でごみを出してもらうかだとか、そこら辺が今のアックス・グリーンの建設の際には余り議論されないで建設を始めたかなというふうに思うのですが、今度の新しい炉では、私は今までも一般質問をしましたが、例えば生ごみを分けてやるだ

か、分けないでやるだとか、そこら辺の検討も含めれば、やっぱりこの5年というのはかなりきついなというふうに思いますので、そのところも含めて、場所の選定なんかも含めて、本当にこの5年で可能なかどうかというのも再度確認させていただきます。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 基本的には、先ほどの答弁に尽きるわけでございますけれども、一応シミュレーションとしては、まずできれば基本構想を実施したいという考えがございます。それから実施設計、それから本体工事ということになるわけでございますけれども、やはり新炉の方式をどのようにするのか、それから規模をどのようにするのか、当然ごみ量のそういう積算という作業もございます。ですから、現行炉については5年程度で済んだわけですが、今ごみの政策がいろいろ変化する中では、それらの施策も取り込んだ新しい炉ということになりますと、さらなる検討が必要になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） そこで、局長のほうでさらなるという表現だけでとどめているのですが、私はそのさらなるがかなり大事ではないかなと思っているのです。35年までですので、10年余なのです。管理者も読んだかどうかわかりませんが、この審査意見書にも「調査・検討を始めても良い時期に来ているのではないかと思われる」という文章で、この焼却炉については指摘をされているのです。ですから10年で、まだ5年があるというふうなスパンでは、この意見書のほうでも、そういう考えではないのですよね。私も意見書を書いた方と同じような立場なのですが、そういう意味では、もう今からそれこそ生ごみをそのまま今までどおり燃やすのか、それとも今のガス化溶融炉を

それこそストーカー炉にするのか、そういう情報収集、全国のどういう炉がいいのか、またこれから当然人口が減っていく、ごみの量も当然減っていく、その中にあるのは、どういう量がまたいいのかというのは、本当に今から情報を収集していかないと、本当にまたそれなりのこのむつ市に合った炉、また最適な炉というのをつくっていく上では、もう今から初めていかないと難しいのではないかなと思いますので、そここのところの管理者の考え方、この審査意見書の意見も踏まえてお聞きしたいなと思います。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 監査委員からの審査の意見書でございますけれども、手前どもはそういうふうな認識を持って研究すべき分野は研究を始めております。ただ、それを5年とかというふうな区切りの中であれしてしまいますと、35年ですから、30年度からですか、そういうふうな形ではなくて、前もって研究すべきものはもう既に研究を始めております、研究でございますので。さまざま情報収集、全くこれをおろそかにしているわけではございません。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） そういう立場でよろしくお願ひしたいのですが。

それでは、ちょっと順不同になりますが、再質問のほう、別の項目に移っていきたいと思います。まず、6番目にお聞きしました古新聞のことを最初にお聞きしたいと思うのですが、242トン回収して、182トン、結局ただ燃やしていると。市民としては、再資源という形で、新聞がまた段ボールになったりいろんな包装容器になったりとかというのをイメージして回収に精を出してもらっているというその古新聞が、ただ助燃剤の一環として242トンのうち182トンですから、ほとんど7割、8割がそういう形で再資源化されていないという

ことを、私はこれも一つの再資源化だという見方もできなくもないのですが、ただやっぱり市民としてはイメージが違う、全然。そういう形で利用しているという形で古新聞を一生懸命回収しているというわけではないし、私自身もそういうイメージは持っていませんでした。ですから、これきちっと市民のほうに、この旨を知らせるべきではないかなというふうに思うのです。結局古新聞をこういう形でむつ市は利用していますと。やっぱりその旨を知らせる必要があるのではないかなと。資源の有効な利用の促進に関する法律というのがありますが、これは地方公共団体は資源の有効な利用を促進するよう努めなければならないと、義務を持っている地方公共団体が、市民のイメージと違う形で利用しているというのであれば、私としては、それなりにやっぱり市民の理解を得る必要があるのではないかなと思いますので、まずこここのところのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） ただいまの横垣議員のご質問にお答えいたします。

資源ごみを一部資源とすることなく利用している旨を市民に公表すべき、自治体が資源の有効な利用の促進に関する法律に違反する行為をしているものだとのご質問であります。議員ご承知のとおり、資源の有効な利用の促進に関する法律は循環型社会を形成していくために必要な3R、すなわちリデュース、リユース、リサイクルの取り組みを総合的に推進するための法律であり、その中で地方公共団体の責務として、地域の経済的、社会的条件に応じて資源の有効な利用を促進するように努めるとなっております。お尋ねの件に関しましては、現在衛生センターにおいて汚泥を脱水処理し、助燃剤化する際に、古新聞、チラシを裁断して脱水補助材として使用しております

が、このことは3Rの中のリユース、つまり一旦使用された製品を回収し、必要に応じ適切な処理を施しつつ製品として再利用、再使用しているものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） そういう答弁かなとは思っていましたが、ですからそういう形で市民が理解しているかどうかということなのです。ですからその、そういう意味でリユースしているので、市民に対してそのところを、助燃剤として利用させてもらっているという旨をきちっと理解を求めなくてはいけないのではないかなと思いますので、そのところのご答弁をお願いいたします。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 市民の代表であります横垣議員が、そういうふうな点をもっとPRもしていただきたいと、このように思います。私たちは、その古紙等につきましては、こういうふうな形でリユースしているというふうなことでございますので、ご理解をいただければなと。そういうふうなことを、また市民の代表であります横垣議員が皆様方にお伝えをしていただければなと、このように思います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） それは、やっぱりおかしいと思うのです。なぜ私が伝えなくてはいけないのですか。やっぱり行政がこういう形できちっと新聞をリユースしていますよというのをどうして教えようとしませんか、管理者。それちょっと広報でも、資源ごみが何曜日の何かというのがありますよね。それと一緒にチラシで、むつ市はこういう形でリユースしていると、古新聞、こういう形でチラシ1枚入れて広報できないものですか。私の知っている方でも、何か変だよという

わさがかなりされているのです、古新聞。当然皆さん、市民のイメージとしては、きちっと例えばまた製紙会社にそれが運ばれていって、また別の形の紙になる、段ボールとかになるとかというイメージで協力しているので、それと違う形で、ただ燃やしてしまっていると、燃やしているというところで、市民としてはおかしいなという話になっていますので、そのところは、やっぱり理解を求めなくてはいけないかなというふうに思いますので、そのところは、私また今後情報を集めながら、市民が本当にどう思っているのか、また集めながら、次にお聞きしていきたいと思います。

余り時間もないので、次に移りますが、アクセス・グリーンの現状、先ほどの答弁で、ごみが減って発電が不足したとか、用益費、あと炉修費のアップ、かなり修繕費が、1億9,250万円が今は4億円を超えているという形で、結局この修繕費がかなり大きく占めているというふうに思いました。この理由を再度ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 事務局理事。

○事務局理事（蛭名俊文） ただいまのご質問にお答えいたします。

炉修費がふえる理由でございますけれども、ごみの量が減ることによって、2炉とも運転する必要がなくなりまして、ある期間は1炉のみ、それからごみがある程度たまってきますと2炉併用でごみを処理いたしております。そうすることによって、炉の立ち上げ、立ち下げの回数がふえることとなります。そうすると、中の耐火レンガが膨張とか収縮の関係で傷むのが早くなります。そういう内容でもって応札時、小炉修が20年間で17回、大炉修が3回という計画でございましたが、平成17年度に見直しをした結果、小炉修が38回、それから大炉修が7回にふえております。そういう関係で、炉修費が上がっておりますので、ご理解賜

りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） この炉修費が大きなポイントかなというふうに思います。

そこで、ちょっとお聞きしたいのが、今2炉ですけれども、この2炉を運転しているというのでいろいろ立ち上げ、立ち下げ必要なのですが、それこそちょっと仮定の話になるかもしれませんが、これを1炉だけで運転した場合の維持管理費というのは減額となるのかどうか、そのところもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） ただいまのご質問ですけれども、2炉併用ではなくて1炉だけで運転した場合の維持管理についてということのご質問だと思います。

まず、基本的なことといたしまして、このごみ焼却施設の焼却炉の数でございますけれども、国庫補助金の交付要綱において、原則として2炉または3炉とし、炉の保守点検時の対応を経済性等に関する検討を十分に行い決定することという約束事がございます、これに基づきまして、当組合では2炉を選択したということがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 何かちょっと私の質問とは違うところがあったかとは思っておりますが、やっぱり1炉で運転する場合というのは、いろいろ私も聞いて、物理的に無理だということもあるので、こういう場合の答弁は不可能なのだということには理解いたしました。そういう意味では、焼却炉というのは2炉でないとだめだというのはわかりました。

それで、次の質問ですが、新しい炉を検討するに当たっては、先ほど冒頭に言いましたが、生ご

みというのをどうするかというのが本当に大きい課題です。私が調べたところによりますと、やはり生ごみを分けて資源化している自治体がふえてきております。これは、平成20年10月から11月にかけて、NPO法人生ごみリサイクル全国ネットワークというところで各自治体に調査をしたら、平成8年度が7自治体、一部資源化と全てを資源化するというところが平成8年度では7自治体だったのです。それが今回の平成20年度の調査では117自治体、いわゆる統計で答えてくれたのが788自治体ですから、14.9%が資源化しているというところで、かなりふえてきております、この12年の間に。20年の調査ですから、今24年ですから、さらにふえていると思います。ですから、この生ごみを資源化するというのは、もう全国自治体で興味を持って取り組んできている時期になっておりますので、あと5年、6年すれば半分近くがもう取り組むかなというふうな勢いになるかと思っております。

そこでやっぱり管理者には、生ごみにしても堆肥の処理に困るとかという答弁ではなくて、真剣にちょっとここは考えてもらいたいと思うのですが、こういう自治体がかなりふえてきているという背景も考えて、管理者のお考えをちょっとまたお聞きしたいなと思っております。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 先ほどご答弁申し上げましたとおり、研究を始めておりますので、そういうふうなもろもろ、そういうことでございます。それ以上でもないし、それ以下でもないということで、今お話がありましたように、各自治体で取り組んでおるといことも認識しております。それらもひっくるめまして、またむつ市内でもその生ごみの処理、企業、こういうふうなところでも始めているわけでございます。それらも十分認識しておりますので、あえてこの場面でご指摘さ

れますと、こういうふうな答弁になるわけでございます。私どもは、もう十分研究の緒についております。スタートしております。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） ありがとうございます。ぜひ私としては、こういう生ごみの処理も含めて、分けて、きちっと資源化して次の焼却炉を考えるとということをしてもらいたいというふうに思います。

それで、契約の問題です。議長、何分まででしたか。

○議長（半田義秋） 50分までです。

○1番（横垣成年） あと10分しかないですね。契約の問題にちょっと移っていきたいと思います。

答弁では可能だということで、ですから、何となく管理者の答弁には平成35まで今の炉を使おうという何か前提があるような気がするのです。そうすると、まだあと5年で大体建設スケジュールがあるので、まだ5年余裕あるというふうなイメージにちょっと私は聞こえるのですが、この年間11億円も維持管理費がかかっている炉というのは、本当に全国でも異常だと、異常に高い維持管理費だという認識が、私は管理者は足りないなというふうに思っております。そういう意味では、35年までぎりぎり今の炉を使うという前提ではなくて、今の債務、あと43億ありますが、これ何年に返済してしまうものなのでしょうか、ちょっとこれご答弁願いたいと思います。

○議長（半田義秋） 企画財政課長。

○企画財政課長（赤田貴生） お答えいたします。

起債償還の話の関連かと思われましても、そのごみの施設につきましては、平成29年度で起債償還終了となっております。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 今の答弁によりますと、平成

29年度で今43億円のアクセス・グリーンに関する起債が償還されてしまうということですから、29年度で返してしまうと、まだそういう借金があるうちはいろんな国との関係もあるかと思いますが、それが終わった後、それこそ平成30年からはそれなりにまた解約だとか、そういう手続が簡単になると私は思いますので、できればもうその30年あたりで新しい炉が立ち上げられるような形で私は考えるべきだと思いますが、その起債が29年度で終わる、そしてそのあたりで新しい炉が立ち上がるような形で考えることはできないものかどうか、そのところの考え方もお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 起債償還等との関係のお尋ねでございますけれども、起債償還は本施設については15年ということで、平成29年度までの償還ですけれども、基本的には新たな炉をつくる際も恐らく国の補助あるいは起債を使うことになろうかと思っております。その際に、例えばですけれども、起債がその償還と借り入れ、新たな借り入れが重複するといったようなことも考えられます。当然そういう財政的事情も考慮する必要がございます。したがって、通常建てかえということになりますと、起債の償還を終わった後に新たな建物に入るということが財政負担を減らすということになるわけですが、実際今解約を前提としたそういうお話でございますので、その辺の起債の償還等、あるいは国庫補助の返還等については、今県のほうと、極めて事例が少ないわけですが、その辺今照会をして調べている最中でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 時間もないので、そこで再度確認したいのが、解約は可能だと。その際、

履行しないだとか、不能と言ったのですか、稼働しないだとか、そういうふぐあいが、それを前提の解約の理由だということですが、今結局最初6億円ぐらいでできるよといったのが、もう倍近くそういう維持管理費になっているという、このこと自体が私は一つの大きい解約してもいいというか、物を言ってもいいような大きい理由になるのではないかなと思うのですが、ここのところでちょっとお考えをお聞きしたいなと。まず、このこと自体が、もう解約もできるというふうな大きい理由ではないかなと思うのですが、そこのお考えもお聞きしたいなと思います。

○議長（半田義秋） 事務局局長。

○事務局（川西 彰） 増額になったことは、解約事由になるのかならないのかというご質問だと思いますけれども、基本的には当初契約におきまして、事情変更のルールということがございますので、著しい契約条件の変更があった場合は、当然料金改定のルールがございまして、このたびの平成17年度の料金改定につきましては、契約に基づいた料金改定であるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 契約に基づいた料金改定という答弁でありましたが、最初に聞きましたけれども、炉の維持補修費がかなり大きく占めているということで、結局小さな補修が38回、倍以上になっているわけですね、大きな改修も7回。こういうこと自体がそれこそ契約違反、不履行条項にならないですか。きちっとした稼働しないのですから、この契約したとおり。やっぱりそのところをもう少し教えていただきたい。これが何も問題ないとなれば、これから例えば新しい炉を今度建設したときに、おまえたち、前はこういうことを許したではないかと、契約のとき。次に新しく今度維持管理をお願いする人たちに、この過去の

例を取り上げられて、また同じことをやっても、むつ市が負担してもいいのだよという事例をつくってしまうと思うのです。だから、ここはやっぱりきちっとけじめをつけなくてはいけないとは思いますが、後々尾を引かないものかどうか、そこも含めて教えていただきたいと思います。

○議長（半田義秋） 事務局理事。

○事務局理事（蛭名俊文） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

下行の義務といたしまして、当初計画しておりましたごみ量が5万185トンございます。実際に稼働し始めましたら、3万3,000トン前後に落ち込んでしまった。約30%のごみの減量があった場合は、それは改定の対象となっております。これは、ルールでございますので、それをもとにごみ量の減少に伴う改定を平成17年度に行っております。その際に、先ほどから申し上げますように、2炉を常に運転する状態ではない、1炉が休んだりする状態になると。そういうことによって炉修がふえる、そういうことによって修繕費が上がっております。これは、もう契約上の改定ルールにのっとってやった内容でございます。

あと金額、大きく変わっているものに関しましては、LPガスが年々単価が上がっている、電気代が年々単価が上がっているというので、こちら辺でもう大きく金額が上がっておりますので、全て改定ルール、契約のルールにのっとってやっておりますことですので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 横垣成年議員、最後の質問にしてください。1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） はい、もう時間ありませんので。

こういう形の契約、30%下がれば、こういうふうに炉ががたがたって維持管理費が上がってもいいのだというふうな前提の契約だというふうな

お聞きいたしました、そういう形での契約をまた今後とも結ぶということによろしいですね、では。そのところ、やっぱり私はもう少し精査する必要があるかなと思いますので、そのところのちょっと考え方をお聞きして、あと要望ですが、できればなるべく早く、平成30年過ぎて、2年くらいでも新しい炉ができるくらい、そうすると償還と起債がダブらないので、2年後くらいにつくる形でぜひ進めてほしいということを最後に要望しながら、質問にお答えお願いいたします。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 基本的なことのお話になるかと思いますが、やっぱり契約に際しましては、いろいろリスクがあるわけですが、その辺のリスク分担を契約当初において交わしておりますので、当然そういう基本的なルールに基づいてこういうリスク分担がなされているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（半田義秋） これで横垣成年議員の一般質問を終わります。

ここで、11時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（半田義秋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第5 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（半田義秋） 次は、日程第5 議案審議を行います。

#### 議案第15号

○議長（半田義秋） まず、議案第15号 下北地域

広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） この議案は、入所定員を50人から30人にとことこの議案ですが、これと関連して、職員の定数というのは、また減ることになるのかどうか、そのところをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。今現在20人くらいですか。例えば本来の定数が何人でとかというのも含めてお答えいただければなというふうに思います。

それと、当然こういう施設ですから、県だとかというところの補助金がたしか決算のほうで、歳入のほうであるのですが、そういう補助金への影響というのは、やっぱり30にしたことによって何か影響があるのかどうか。この2点、よろしくお願ひします。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、はまゆり学園の定数条例上の定数ですが、31人となっております。

それから、入所定員が減ることでは、当然人員基準上の職員数も減ることとなります。ただし、実際のはまゆり学園の現状で申しますと、職員はもう既に20人ということで、相当もう減っておりますので、夜勤等のそういう体制を考えますと、現実的にはもうこれ以上減らすことはできないというふうに考えてございます。特に2交代勤務制ということで、夜勤の場合は夕方4時15分から翌朝の9時15分ということで、16時間通し勤務ということでは非常にハードであると。夜勤を2人でこなしているということでございますけれども、病院等の3交代勤務の夜勤と異なりまして、16時間勤務ということでは3交代の夜勤の1回が2回分に相当する、そういう業務時

間ということであります。

それから、職員の高齢化も非常に著しいものですから、健康管理面等を考慮いたしましても、これ以上の夜勤回数をふやすということは難しいものというふうに判断しております。

以上の理由から、はまゆり学園については職員定数削減は困難であるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） もう一つ、補助金。

○事務局長（川西 彰） 失礼しました。県補助金への影響でございますけれども、議員ご指摘のとおり、定数減少に伴いまして、県補助金も減少いたします。減少額ですけれども、大体年間で380万円程度というふうに試算してございます。なお、これまで県のほうと話し合いをしてきまして、減収の影響ということもありましたので、改築の際まで定員をそのまま変えないということで協議してございましたので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） ちょっと条例上の定数の人数、31名と言ったのですが、これちょっと再度確認したいのが、今50名の児童ということで31名ということでしたでしょうか。この30名になったの条例上の定数が何名だったか、そのところもちょっと教えていただければと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 説明がちょっと不十分でございました。

定数条例上の管理者の部局のほうの職員定数は56人ということでございます。そのうちのはまゆり学園分が31人ということでございます。よろしくお願いたします。定数そのものは、全く変化ございません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、

児童福祉法の人員基準の算定ルールがあるわけですけれども、これが入所定員と入所児数の配置割合で決まっておりますので、その辺でいくと、入所児数が減るということでは、職員数も一定の人数が減ることはあります。けれども、実情から、夜勤等の関係から減らすことは困難ということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第16号

○議長（半田義秋） 次は、議案第16号 下北地域広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 何点かお聞きいたします。

このたびの議案は、消防の職員、これを274人から290人ということで16人ふやすということで、大変私は喜ばしい議案だなというふうに思っておりますが、これはなぜ変更するのかというのを理由をお聞きしたいなど。

あと、この変更は国だとか県の条例だとか、そういうのが変更されて、下北広域もそれに合わせて増員とするのかどうか、その関連をお聞きしたいなど。それがもしなくて、もしかしてやっているのか。この下北広域独自で判断してこういう

ふうにふやすというふうなことにしたのかどうか、そこのところもお聞きしたいなと思います。

そして、今274人の定数でほとんど目いっぱい配置されていると思うのですが、これ16人をふやすということの議案ですので、ふえた分は、もう早速来年4月からこの16人をふやしていくのかどうか。そして、そのふえた分はどこに配置されるのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。若干詳しくご説明させていただきます。

退職者等の人員を精査いたしましたところ、今後10年で43名の方が退職となります。年度別なんかを見ますと、多いときで一度に6名から8名の退職者が出るということになっております。

消防職員、これにつきましては、市町村職員とは異なりまして、治安維持をするための公安職員でありますことから、消防活動、基礎訓練を学ぶために、採用後すぐ4月から9月までの半年間、県の消防学校に入校することになります。したがって、半年間は配置はされておりますけれども、実際には配属されていない状況ということが出てまいります。現隊復帰後も、実際は実戦経験がございませんものですから、上司、同僚からの日常の訓練を通じまして、これは実戦指導を受けているという状況でございます。

このような状況を鑑みまして、退職者補充をするためには、少なくとも我々としては1年前に前倒しで採用していただいて、その退職分の勢力が実際には不足するというののないようにしたいというように考えてございます。その退職者が多ければ多いほど戦力不足が拡大するという状況にもなりかねませんので、この辺のことを考慮した今回の提案でございます。極端に申し上げますと、退職年度で同人数を退職者補充します。そうした

場合、倍の人数が不足すると。学校へ行きます、退職します。退職者数の2倍、これが不足する、現隊が、そういう状況になるということになります。したがって、現在定数、これ274名でございますが、今、がちがちの274名がただいま配属されております。これまでのように、定数を増員すると、その都度変えてまいりました。こういうことではなくて、先を見越した余裕のある定数を設定したいということも考えてございます。

増とするのは国、県からの指導なのか、独自のものなのかということでございますが、総務省消防庁で3年に1度調査しております消防施設整備計画実態調査というものがございます。これは、消防の、例えば消防車両等々の調査のものですが、3年前、平成21年の調査では、現有消防台数に対する配置人員数が320に対して約274名で我々の部分では85%でございます。これに基づきまして、今年度24年度の調査がございました。これに対しては、現有台数に対する配置人員数は342人でございますが、この85%ということで290人という一定のラインを考えた上での算出でございました。

今後の人事体制を考えまして、前倒し採用が消防力の維持に重要になると考えております。その都度定数条例を改正するということでは、むしろ人事管理上問題があるのではないかと、このように考えておりますことから、このラインを定めさせていただいたということでございます。

3点目の定数増の16名については、来年増員するものなのかということでございましたけれども、これまで申し上げましたように、退職者を見越した前倒し採用という考えが前提でございます。消防力の強化ということで増員もあり得ますが、来年度即16名を採用するというものではございませんものから、この辺はご理解いただければと思います。

来年度増員した場合どこに配置するのかということですが、実はむつ市ご当局とご相談申し上げまして、来年度、平成25年度において、むつ市部分につきましては、2名増員をいたします。これにつきましては、24年度末で退職者、むつ市部分2名出てまいります。その退職補充として2名を採用し、ほかに将来的なことも考えた上でむつ市の平成25年度末退職者分、これの前倒し分の意味合いもございますが、2名を増員し、特に分署を持っております、分署ですので、比較的配置人数が少ない部分、川内、脇野沢、この辺の消防力の充実強化を図りたいと、このように考えてございます。

参考に申し上げますと、3.11大震災以来、消防業務に対する国民の認識が大きく変わってございますのはご承知のとおりでございます。さまざまな対応が消防にも求められておるわけでございます。そういう対応に対処するためにも、消防力の体制強化が必要不可欠であるということから、消防職員の前倒し採用が重要であり、余裕のある定数が必要になってきております。そのための定数条例の改正であります。ただし増員となりますと、財源が伴う問題でございますものから、各市町村とも十分協議しながら対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 3年に1回調査するというところで、320をベースに85%。これが平成24年で342というふうに、この数字がベースが変わった理由を再度お聞きしたいというふうに思います。といいますのが、この地域ずっと人口は減っているの、それとの関連はないこの計算式なのかなというのちょっと疑問に思いましたものから、そこを教えていただければと思います。

それと、この16名ふえた分は一気にふやすわけ

ではないと。平成25年度はむつ市については2名が退職で、その2名をただ補充するということだけで何も変わらないのですが、あとこれ川内と脇野沢に1名ずつ配置、ふやして配置するという理解でよろしいのかどうか、よろしく願います。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） 言い方をご理解いただけなかったのかと思いますが、むつ市分に関しましては、退職2名に対して退職補充を2名すると、プラス2名を増強するというところでございます。したがって、2名ふえるということでありまして、

もう一点の部分につきましては、これは現有消防台数が増強になってございます。地域住民の人口というより消防力の観点からの部分になりますものから、そういう調査ですので、その部分で現有台数が以前の調査よりふえていると、そのための配置人員の増ということでございます。

以上です。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。4番中村正志議員。

○4番（中村正志） 横垣議員と同じことを聞こうかなと思っておりまして、その部分は割愛をさせていただきまして、今の理由でいきますと、当初は消防の業務、あるいは現場での業務が多岐にわたって定員が足りなくなってふやさなくてはいけないのかなと予想しておりましたが、あくまでも退職者が抜けた後、また新しい隊員が入ってきて、消防学校にいる間はどうしても足りなくなる、その部分での増員というふうなお話だったかと思えます。そこで、先ほどの説明で十分わかるのであります。今各自治体では事務事業の効率化とか適正化を行いながら、人員の削減をしているわけなのであります。厳しい言い方をすると、それと逆行するみたいなことだと思うのですが、先ほどの説明で納得はするのであります。再度その点についてのご説明をお願いしたいと思いま

す。

あと、また290名ということで、今のお話を聞いておられますと、290名いっぱいまでにはする考えではなくて、ふやすために余裕を持って290名というふうな説明だったと思うのですが、今私が言ったような理解でいいのか、そこら辺お願いいたします。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） 確かに市町村職員につきましては、どんどん事務効率を図って、それは機械化の部分もございませう、システムの導入とかさまざまな部分で人数が減ってきてございます。それは、十分理解しておりますが、先ほど申し上げましたように、消防職員、いずれにしても公安職ということで、これは人がある意味戦力になる。人がいないとどうしようもないという部分では、一般行政職員とは違うということをご理解いただけるものと思います。そういう意味合いでございませうので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。何せ隊員がいないと、これはなかなか賄えるものではない、そういう勢力が十分に充足できるものではないということをご理解いただけるものと思います。

あと290名の話ですけれども、これは理想的な形の290名であります。なるべくそれに近づけられればいいのでございませうけれども、今申し上げましたように、人を採用するというのは非常に経費もかかるということも、これまた事実でございませうものですから、その辺は十分市町村のほうと協議しながら進めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第17号

○議長（半田義秋） 次は、議案第17号 平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

#### 監査委員報告

○議長（半田義秋） 次は、平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算に対する監査委員の意見を求めます。

小川代表監査委員。

（小川照久代表監査委員登壇）

○監査委員（小川照久） 平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されました下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書、附属書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確であ

りました。また、予算の執行及び財産の管理についても正確であると認めました。

これまで機会あるごとに申し上げてきました歳出予算における補正額、不用額及び流用件数は、前年度と比較すると余り変化は見られないが、東日本大震災及び今冬の豪雪の特殊要因によるものを除いた場合、全体的には積算の精度が向上しているものと判断しております。

当事務組合の歳入の約90%は、構成市町村からの負担金で賄われており、厳しい財政運営の中、捻出している貴重な財源でありますことから、引き続き予算の積算には十分に注意を払い、より一層経費の節減に努めるよう要望いたします。

審査の詳細につきましては、お手元に配付の平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にさせていただきたくお願い申し上げます。決算審査の報告といたします。

○議長（半田義秋） これで監査委員の意見を終わります。

#### 議案第18号

○議長（半田義秋） 次は、議案第18号 平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

質疑ありませんか。1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

まず、決算書の38、39ページにあります処理困難物等処理費であります。これの現状、何か毎年ふえてきているような感じがするものですから、現状と、これがふえないように何か対策をとっているのかどうか、ここのところをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

また、結局アックス・グリーンでは本来であればこういうごみは受け付けられないのだが、持ってきたので仕方なく受け入れるとかという場合もある

かと思うのですが、結局逆にそういうところを悪用して、うまいこと持っていきようとしているような、何かそういう場面がないのかどうか、またそういうところがあって対策をとっているのかどうか、そここのところもちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それと、次の40、41ページのほうの助燃剤再資源化業務委託料というのですが、これは今までは助燃剤再資源化委託料ということで六千何百万という形で出ていて、今回の決算では委託料が2,797万円、し渣・助燃剤運搬処分業務委託料というのが4,100万円ということで2つに分かれています。この分かれています理由と、この助燃剤が、その委託料がかなり高いなと。これは、一般質問で私取り上げた、イエローケーキの水分を落とすために新聞紙を入れて、これをアックス・グリーンの方に委託しているというふうな部分の委託料だと思うのですが、これがちょっと高いなというふうに思いますので、そここのところをもう少し安くできないものかどうか、そここのところの取り組みというのも教えていただければと思います。

○議長（半田義秋） 事務局理事。

○事務局理事（蛭名俊文） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、処理困難物でございますけれども、この定義といたしましては、そのままの形状ではアックス・グリーン内の設備で処理は困難なものでありまして、手分解等の前処理を施すことで、その適切処理を可能にできるものとなっております。どういうものがございませうかという、大量に運び込まれてきた発泡スチロール、それから漁業系の一般廃棄物、漁網とかロープ、ワイヤー、養殖ネットなどがございませう。それから、あとエンジン搭載の機器、例えば草刈り機とかチェーンソー等がございませう。これに関しましては、当然アッ

クス・グリーンのほうで受け入れることになっております。それにかこつけて云々とも、搬入されているのではないかと、悪用されているのではないかというようなご意見がございましたけれども、これに関しては当初からアックス・グリーンのほうで処理するという前提のもとでやっておりますので、議員おっしゃられている悪用して云々というのは処理不適物ということになりまして、アックス・グリーンに本来運び込んではいけないよというものが運び込まれているのではないかという質問だと思いますけれども、不適物に関しましては運び込まれた場合は、それを発見した場合は持ち帰ってもらっております。

それで、どうしても搬入者がわからない、紛れ込んで入ってしまったものに関しては、もう仕方がないので、何とか処理しておりますけれども、処理困難物に関しましては、当初から運び込む予定のものでありますので、ご理解していただきたいと思っております。

それから、助燃剤でございますけれども、処理費はアックス・グリーンで処分いたしております。それから、アックス・グリーンで2炉とも停止、例えば何かの事故等でちょっと炉がとまってしまった、それから保守点検でもって2炉とも停止した、こういう場合は助燃剤、それからし渣の処分が滞りますので、その際に青森にありますRERのほうに委託して運んで処理してもらっております。衛生センターを建設する際に助燃剤、それからし渣は組合所有のごみ処理施設で処分するという事で補助の採択いただいておりますので、原則アックス・グリーンで処理という形になります。先ほど言いましたように、どうしてもアックス・グリーンで処理できない場合、緊急的、避難的な措置で青森のほうで処理していただいているという形になっておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

あと、処理費用に関しましては、アックス・グリーンの方が青森より若干高い、約3,000円ぐらい高いわけでございますけれども、これに関しまして、毎年予算編成する段階で、アックス・グリーンの方から1棟当たりの処理費用幾らかということで見積もりいただきます。アックス・グリーンの方で出してくる費用に関しましては、大体実際にかかっている費用、トン当たり、大体ごみ処理、赤字分とかそういう分計上していただきますけれども、その分を入れますと、4万ちょっと1棟当たりかかっております。その分でもって彼らは請求してくるわけでございますけれども、うちのほうで契約するに当たって、何とか前年度より上げないでくれというような交渉をいたしまして、なるだけ安い状態に抑えておりますので、そこら辺もご理解していただきたいと存じます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 処理困難物は、そういう悪質なものについてはわかったのは受け入れないという対策をとっていると。ただ、わからなくて、チェックが漏れて、もう運んでしまったものは受け入れざるを得ないというところなのですが、私はそこところがちょっと、例えば意図的に中のほうに黒い袋に入れて外から見えないようにして、もうそういうややこしいのはほかのごみと一緒に入れてしまうという場合もあるのかなと思うのですが、そこら辺の対策というのはどういうふうになっているのかもちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それと、この実績のところを書いてあるのですが、不法投棄ごみというのをここに入れているということで、不法投棄ごみは、これはどうしようもなく、やっぱり最終的には自治体がやらざるを得ないかなと。ここの部分でふえている分は本当に仕方ないなというふうに思うのですけれども、この流れとしては、例えばどうなのでしょう、

去年よりは300万円ぐらいたしか、去年というか、22年度よりはふえていて、今回は900万円という金額を超えているのですが、流れとしてはどうですか、ふえる方向なのかどうか。さっき漁網だとかそういうのも受け入れているというのですが、そここのところの見通しというのもあればお聞きしたいなと。本当に仕方ないのであれば受け入れるのですが、本当は正規のルートに例えば乗せるものがあれば、そっちのほうに乗せたほうがいい、例えば家庭ごみでない事業系のごみもそれにまじっているのであれば、適切にそっちに回せばいいというふうな努力をすれば、この960万円というのがもっと減っていく可能性があるのかどうか、そこもちょっとお聞きしたいなと。

それと、助燃剤のところですが、トン当たり4万円で向こうは言ってくるというのですけれども、実際青森のほうは安く処理できているし、しかも運搬費も含めて安いというところを考えれば、アックス・グリーン単価の計算の仕方というのはやっぱりもう少し精査する、またできるのではないかなと。なぜ青森のほうはそう単価が安いのか、なぜアックス・グリーンが高いのか、そここのところの違いもきちっと精査しているのかどうか、そここのところをちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。私は、青森よりももっと安い値段で委託可能ではないかなと思っておりますので、そここのところをお聞きしたいなと思います。

○議長（半田義秋） 事務局理事。

○事務局理事（蛭名俊文） まず、処理困難物についてであります。普通搬入されるごみの中に紛れ込んでくるものは、確かにございます。ただ、不燃物として業者が回収してきたものの中にもまじってしまっていると。そうすると、もう誰が出したかわからないという状態になるのもございます。

それから、あと不法投棄のほうでございますけれども、これがふえるかどうか、これからどうなっていくかというような質問なのですけれども、ごみ排出する方のモラルに頼るしかない状態でございます。ふえるふえないは、ちょっと今の段階ではお答えできかねる状態でありますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、助燃剤のほうでございますけれども、青森のほうが安いと。精査しているのかということでございますけれども、見積もりいただく際にかかる経費について細かく算出した根拠をいただいております、A G Sのほうから。それをもとに契約するのですけれども、その際にも先ほど言いましたとおり、安くしてくれということで、実際に彼らが要求してくる額よりは安くなっております。なぜ青森のほう安いのかということになりますと、まず処理している炉の形式が違います。青森のほうはR E R、流動床でございます。熔融処理はしないで、出た灰は全部自前の最終処分場で埋め立て処理しております。そういうような観点からも、処理の仕方も違いますので、かかる経費がおのずと違ってくるものと思われま。先ほどから申しておりますように、計算いたしますと、実際にかかっている費用に彼らは、要求の段階では利益もかけてくるのですけれども、その利益を思いっきりこちらのほうで削ってもらって、何とか安くしてもらっているという状態で今やっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 処理困難物、不法投棄のことだけ聞いたわけでなくて、実際22年度の場合は、処理委託料が650万円で、今回960万円ですから、300万円ふえているのです。何かふえていきそうな雰囲気がありますので、こここのところ、全体としてどういう状況なのか、ふえていかないように何か対策をとっているものかどうか。ですから、

今までの三、四年の過去から見て、現在はふえて  
いると思うのですが、やっぱりそら辺の傾向も  
含めながら、これふえても仕方がないのかとい  
うところでちょっとお答え願いたいなというふう  
に、ふえる傾向があるのかなのか、そのとこ  
ろもちょっと含めて教えていただければと思いま  
す。

あと助燃剤のところ、私は一般質問で聞いたの  
ですが、結局新聞を買っている、アックス・グ  
リーンから新聞を買っているのですよね。そして、  
今度これを売っていると。そのところのつなが  
りですよね。ですから、新聞をアックス・グ  
リーンは売って懐に入れて、そして今度助燃剤で  
そのところをまたお金を六千何ぼぐらい入れて  
いるということで、その新聞代の部分ぐらいまけ  
てもら、そういう関係にいかないものかどうか、  
そら辺まで含めてもうちょっと交渉して、青森  
よりはやっぱり安くするべきだということを強く交  
渉してもらいたいなと。そのところをもう一回  
答弁お願いいたします。

○議長（半田義秋） 事務局理事。

○事務局理事（蛭名俊文） 処理困難物でございま  
すけれども、これからふえるのか、ふえないよう  
に何か対策を講じているのかということござい  
ますけれども、処理困難物に関しましては、ほぼ  
個人で搬入するものが多くございます。これに関  
しましては、まず受け取り拒否ということはでき  
ませんので、搬入を認めざるを得ないと。搬入を  
受け取らざるを得ないという形になっております  
ので、これからふえないように対策をとれないか  
ということでございますけれども、一般の方々が  
出すごみに対して、持ってくるなということ  
はできませんし、いろいろここに処理困難物とし  
て列挙されているものは、まず耐用年数が来れば  
持ってくるというようなものがほとんどでござい  
ますので、ふえるふえない、これからどうなるか

というも、ちょっと今の段階でははっきりと判  
断しかねる状態でございます。

それから、助燃剤に関しましては、助燃剤と新  
聞紙、先ほども答弁いたしましたように、新聞の  
代金払っているわけですがけれども、これはほとん  
ど人件費、それから機械器具費、これのお金で  
ございまして、その分で支払って、利益としては約  
1キロ当たり12銭、去年ですと、大体2万何がし  
ぐらいのプラスという形になっております。その  
分を還元ということになりますと、また逆に今度  
新聞の処分にかかっている費用をアックス・グ  
リーンのほうにかぶれというような形になってしま  
いますので、それはちょっとできかねるものと思  
われます。

あと、精査してもっと安くしろということでご  
ざいますけれども、アックス・グリーンへの助燃  
剤、し渣の処分に関しましては、ごみ委託、ごみ  
年間3万何千トンの委託しておりますけれども、  
この中には含まれておりません。あくまでも別物  
の処分を委託しているという形になりますので、  
お互いの話し合いでアックス・グリーンのほうは  
どうしてもかかる原価でもってこちらのほうに請  
求してくるという形をとっておりますので、そこ  
ら辺は何とか交渉して、なるたけ上げないように、  
なるたけ安く済むように努力はしておりますの  
で、ご理解賜りたいと思います。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。7  
番 齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 2点質疑させていただきます。

まず1点目は、先ほどから話題になっているご  
み処分委託料の件についてです。創業当時からご  
みの量がふえても減っても委託料はどんどん上  
がり続けるといった矛盾が今でも続いているとい  
うことでありまして、そこで処分委託料を減らす努  
力とか、または施策とか、事業者であるアックス  
・グリーン・サービスに対する指導とか、どのよ

うに行われてきたのか、そして現在どのように行おうとしているのかお知らせを願いたいと思います。

もう一点目は、昨年の決算のときもお話しさせていただきましたが、多額の不用額を出しているということで、どうしたのというふうな話をさせていただいたら、今回監査委員の報告の中には、改善されたというふうなことがある一方で、当初予算を途中で減額補正をして、さらに必要ないと、不用額で報告しているというふうな事例があるというふうな内容でありましたが、その件について、何でそういうふうになったのか、そして今後どういうふうな対応をするのかをお知らせ願います。

○議長（半田義秋） 事務局理事。

○事務局理事（蛭名俊文） ごみの問題に関しましては、ごみの量が減っても毎年金額がどんどん上がっているということはなぜかということでございますけれども、先ほど来のご質問にお答えしていますように、補修費がまず上がっているということで大きく上がったということ。それから、あと金額的に上がっていくものとしたしましては、電力、LPガスの単価がどんどん上がっております。毎年上がってきておって、年間何千万単位でこれが上がっております。そういう絡みで毎年上がってきております。

向こうのほうに指導しているのかと、どういうことをやっているのかということでございますけれども、まず料金改定のルールというものがございます。これは、電力は前々年度の購入の実績の金額を使いますよ、それからLPガスは前々年度の10月から前年の9月までの購入の価格の実績を使用しますよと。それから、副資材費とか消耗品費、これは国のほうで出している単価を用いますよと、それから人件費に関しては、毎月勤労統計調査結果というものをを用いますよということがございますので、これはもう交渉の余地なく、黙っ

ていてももう自動的に算出される金額でございます。AGS側に対して働きかけられるものは、その自動改定に入っていない部分、例えば副生成物の処理費とか、ほとんど副生成物の処理費ぐらいのものになってしまうのですけれども、これはAGS側からは、これだけかかっているから単価を見直してくださいとか、それから消耗品に関してもこれだけかかっているから見直してくださいということで上がってきておりますけれども、できる限り認めない、認めないといいますか、はっきりした根拠のないものに関しては認めませんと。当初から契約に入っていないくて、こうやって新しく処理するために必要なものが出てきましたと。そういうことに関しては話し合いに応じて金額を算出するような形をとっておりますので、そこら辺はご理解していただきたいと思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） 2点目の不用額の関係についてのご質問にお答えいたします。

不用額につきましては、斉藤議員お話しのとおり、年度途中で補正をした上で、なおかつ不用額が生じているということで、監査の意見書のほうにもその旨指摘がなされたわけでございまして、その辺も踏まえまして、今年度は決算見込みの精度を上げるようにということを各所属に通知いたしまして、24年度決算につきましては、今までのようなことがないようにということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 7番斉藤孝昭議員。

○7番（斉藤孝昭） 減額補正をした後に不用額を出しているという件についてはわかりました。努力をお願いしたいと思います。

ごみ処分委託料については、やはり下げていく施策がもうないと、これから運転すればするほど、もう料金は上がっていくのだというふうなことの考え方のみが先行しているというふうな聞こえま

した。対策がないということは、さらに処分委託料が上がっていくと、金額の増減はあるかもわかりませんが、あと10年余り稼働すると、その10年後は幾らになるのかというふうなことを予想すれば、まさに誰かが言っているとおり、早期の対処が必要ではないかというふうに思いますが、管理者はどのように考えるでしょう。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） ちょっと言いにくい話なのですけれども、ごみの量がふえてくれば、これはそれなりの対応ができるわけでございますけれども、分別がどんどん、どんどん進んでおります。そうすると、炉のオン、オフの回数が多くなっていく。そういうふうなことです。要するに予算の見積もりの段階では、厳しくチェックをして対応していくようにと常々私も指示はしておりますし、それに応えるべく企業側も努力をしてほしいということでございます。

○議長（半田義秋） 7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 管理者が言うとおりでと思います。しかしながら、事務組合を構成する各市町村は、ごみの減量化に積極的に取り組んでいると、さらにごみの量は減っていくだろうということが予想されますね。すると、当然量が減ると委託料は上がっていくのだというふうな答弁でありましたので、もう対策がないのです。なので、どうしたらいいのでしょうかという方針を早急に決めたらいいのではないですかというふうな私の話でした。管理者が言っていることは、そのとおりだと思いますし、それぞれの方々が相当苦労されて悩んでいるのも十分わかります。しかしながら、むつ下北に住んでいる住民の皆さんが払っている血税を使っているわけですから、やはり野放しにするわけにはいかないということが私ども議員の考えでありますので、ぜひ早期の対応をするべきだというふうに思いますので、よろしくお願いま

す。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。4番中村正志議員。

○4番（中村正志） 公債費につきましてお聞きしたいと思うのでありますが、公債費の中の利子、一時借入金利子ということで9万4,027円ほど出ておりますが、これはどういう事情により借り入れが必要になったのか、あと借り入れ時期、金額等をお知らせ願いたいと思います。

○議長（半田義秋） 出納室長。

○出納室長（大橋 誠） 組合の歳入が全て構成市町村からの負担金であれば、このような支払い資金が不足して一借という事態は生じません。ただ、風間浦分署費と、それから佐井分署費に電源立地地域対策交付金を充当しています。その交付時期が5月に入るものですから、3月の中旬から4月の中旬まで支払基金の不足が起きると。実際には、3月26日に借り入れしまして、4月20日に償還いたしました。26日間借りております。金額は1億2,000万円でございます。

○議長（半田義秋） 4番中村正志議員。

○4番（中村正志） 中身についてはわかったのでありますが、歳入のほうを見ますと、一時借入金利子負担金ということで18万7,000円、これは補正をかけておりますよね。そうしますと、今の話でいくと、ある程度もう最初からわかっているのであれば、補正ではなくて当初予算に盛り込んでもいいと思うのですが、今おっしゃったみたいに負担金が必要な時期に入ってくれば、もう必要のない支出だと思うのですが、もし今話したようなことがあるのであれば、当初予算で見べきだと思うのですが、そこら辺の考え方はどうなのでしょう。

○議長（半田義秋） 出納室長。

○出納室長（大橋 誠） お答えします。

例年電源立地地域対策交付金は、5月の中旬に

入ってきます。したがって、例年であれば3月ごろから4月の中ごろまで資金不足が生じるということはわかっております。ただ、その年度の資金状況で幾らになるか、年度当初に予想するのが全く困難でありますので、補正予算で対応しております。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり認定されました。

#### 報告第7号

○議長（半田義秋） 次は、報告第7号 平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第7号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 日程第6 議員派遣について

○議長（半田義秋） 次は、日程第6 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第155条の規定により、神奈川県川崎市及び東京都世田谷区のごみ処理施設を行政視察研修する

ため議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

#### 閉会の宣告

○議長（半田義秋） これで本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第97回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時54分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 半 田 義 秋

下北地域広域行政事務組合議会議員 佐 々 木 隆 徳

下北地域広域行政事務組合議会議員 竹 内 修

下北地域広域行政事務組合議会第97回定例会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	9月27日	木	本 会 議	開 会 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程、提案理由の説明 第 4 一般質問 第 5 議案審議（質疑、討論、採決） 第 6 議員派遣について 閉 会

## 議事経過一覧表

### 下北地域広域行政事務組合議会（第97回定例会）

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
議案第15号	下北地域広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改正する条例	9月27日	原案可決
議案第16号	下北地域広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例	9月27日	原案可決
議案第17号	平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	9月27日	原案可決
議案第18号	平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算	9月27日	認 定
報告第7号	平成23年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書	9月27日	報 告

下北地域広域行政事務組合議会第97回定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
1 番 横 垣 成 年 議 員	1 . ゴミ処理につ いて	( 1 ) ゴミ処理の諸問題について	管 理 者